

ファクシミリ連絡票

平成24年 4月 6日
午前・午後 時 分

愛教労 内田議長 様

愛知県教育委員会教職員課 給与グループ

高 橋

FAX 052 (954) 6961
TEL 052 (954) 6771

送信枚数	A 4	B 4	その他	合計
	7	-	-	8
件 名	昇給要領等の一部改正			

[連絡事項]

(注)「送信枚数」には、この「ファクシミリ連絡票」は含まない。

23教職第1240号
平成24年3月30日

各教育事務所（支所）長
各 県 立 学 校 長 殿

愛知県教育委員会教育長

教職員の昇給に関する実施要領の一部改正について（通知）

文書訓告の処分を受けた者に対する昇給の取扱いを定めるため、教職員の昇給に関する実施要領の一部を別添新旧対照表のとおり改正します。

なお、改正後の要領の規定は、平成24年6月2日以降に文書訓告の処分を受けた者にかかる平成25年4月1日の昇給から適用します。

担当 教職員課給与グループ
電話 052-954-6771（ダイヤルイン）

教職員の昇給に関する実施要領の一部改正新旧対照表

新	旧																								
<p>第3 昇給区分等</p> <p>1 略</p> <p>2 職員の昇給判定は次のとおりとする。</p> <p>(1) 昇給判定は、次の表の区分により学校長が行う。ただし、退職により翌年度在職しないこととなる者については、昇給判定は行わない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>昇給判定区分</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて良好</td> <td>「特に良好」とされた者のうち、学校長が極めて良好であると認めた者</td> </tr> <tr> <td>特に良好</td> <td>別表に該当する者のうち、学校長が特に良好と認めた者</td> </tr> <tr> <td>良好</td> <td>「極めて良好」、「特に良好」、「やや良好でない」及び「良好でない」の区分に該当しない者</td> </tr> <tr> <td>やや良好でない</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績判定期間に文書訓告の処分を受けた者 ・勤務成績判定期間に3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた者 </td> </tr> <tr> <td>良好でない</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績の証明が良好でない者 ・勤務成績判定期間に停職、減給又は戒告の処分を受けた者 ・勤務成績判定期間に5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた者 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 以下略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、平成24年3月 日から施行し、改正後の要領の規程は、平成24年6月2日以降の文書訓告の処分を受けた者にかかる平成25年4月1日の昇給から適用する。</u></p>	昇給判定区分	要件	極めて良好	「特に良好」とされた者のうち、学校長が極めて良好であると認めた者	特に良好	別表に該当する者のうち、学校長が特に良好と認めた者	良好	「極めて良好」、「特に良好」、「やや良好でない」及び「良好でない」の区分に該当しない者	やや良好でない	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績判定期間に文書訓告の処分を受けた者 ・勤務成績判定期間に3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた者 	良好でない	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績の証明が良好でない者 ・勤務成績判定期間に停職、減給又は戒告の処分を受けた者 ・勤務成績判定期間に5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた者 	<p>第3 昇給区分等</p> <p>1 略</p> <p>2 職員の昇給判定は次のとおりとする。</p> <p>(1) 昇給判定は、次の表の区分により学校長が行う。ただし、退職により翌年度在職しないこととなる者については、昇給判定は行わない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>昇給判定区分</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて良好</td> <td>「特に良好」とされた者のうち、学校長が極めて良好であると認めた者</td> </tr> <tr> <td>特に良好</td> <td>別表に該当する者のうち、学校長が特に良好と認めた者</td> </tr> <tr> <td>良好</td> <td>「極めて良好」、「特に良好」、「やや良好でない」及び「良好でない」の区分に該当しない者</td> </tr> <tr> <td>やや良好でない</td> <td>勤務成績判定期間に3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた者</td> </tr> <tr> <td>良好でない</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績の証明が良好でない者 ・勤務成績判定期間に停職、減給又は戒告の処分を受けた者 ・勤務成績判定期間に5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた者 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 以下略</p>	昇給判定区分	要件	極めて良好	「特に良好」とされた者のうち、学校長が極めて良好であると認めた者	特に良好	別表に該当する者のうち、学校長が特に良好と認めた者	良好	「極めて良好」、「特に良好」、「やや良好でない」及び「良好でない」の区分に該当しない者	やや良好でない	勤務成績判定期間に3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた者	良好でない	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績の証明が良好でない者 ・勤務成績判定期間に停職、減給又は戒告の処分を受けた者 ・勤務成績判定期間に5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた者
昇給判定区分	要件																								
極めて良好	「特に良好」とされた者のうち、学校長が極めて良好であると認めた者																								
特に良好	別表に該当する者のうち、学校長が特に良好と認めた者																								
良好	「極めて良好」、「特に良好」、「やや良好でない」及び「良好でない」の区分に該当しない者																								
やや良好でない	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績判定期間に文書訓告の処分を受けた者 ・勤務成績判定期間に3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた者 																								
良好でない	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績の証明が良好でない者 ・勤務成績判定期間に停職、減給又は戒告の処分を受けた者 ・勤務成績判定期間に5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた者 																								
昇給判定区分	要件																								
極めて良好	「特に良好」とされた者のうち、学校長が極めて良好であると認めた者																								
特に良好	別表に該当する者のうち、学校長が特に良好と認めた者																								
良好	「極めて良好」、「特に良好」、「やや良好でない」及び「良好でない」の区分に該当しない者																								
やや良好でない	勤務成績判定期間に3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた者																								
良好でない	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績の証明が良好でない者 ・勤務成績判定期間に停職、減給又は戒告の処分を受けた者 ・勤務成績判定期間に5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた者 																								

23教職第1242号
平成24年3月30日

各教育事務所（支所）長
名古屋給与事務所長 殿
各県立学校長

愛知県教育委員会教育長

「学校職員の勤勉手当の成績率の適用等に関する取扱要領」の一部改正について（通知）

文書訓告の処分を受けた職員に対する勤勉手当の取扱いを定めるため、「学校職員の勤勉手当の成績率の適用等に関する取扱要領」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正します。

なお、適用は平成24年12月に支給する勤勉手当からとします。

担当 教職員課給与グループ
電話 052-954-6771（教職員課ダイヤルイン）

学校職員の勤勉手当の成績率の適用等に関する取扱要領の一部改正新旧対照表

新	旧																									
<p>第2 規則第8条の2第1項関係 規則第8条の2第1項に規定する任命権者が定める職員は次の各号に掲げる職員とする。ただし、評定期間において懲戒処分又は文書訓告の処分（以下「懲戒処分等」という。）を受けた職員（他の職員と著しく均衡を欠くと認められる者を除く。）を除く。 (1) 以下 略</p> <p>第4 適用成績率等 1 規則第14条に規定する職員の成績率については、教職員昇給要領に基づく昇給判定区分及び勤務成績を判定するに足ると認められる事実等を考慮して、次の各号のとおり決定するものとする。 (1) 及び(2) 略 (3) 評定期間において懲戒処分等を受けた職員（他の職員と著しく均衡を欠くと認められる者を除く。）の成績率は、評定期間に受けた当該処分の区分により、別紙の第3に定めるとおりとする。 (4) 以下 略</p> <p>別紙 第3 評定期間において懲戒処分等を受けた職員の成績率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">処分の区分</th> <th style="width: 20%;">再任用以外の職員</th> <th style="width: 20%;">再任用職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書訓告の処分</td> <td style="text-align: center;">62.0/100</td> <td style="text-align: center;">32.5/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">懲戒処分</td> <td style="text-align: center;">戒告</td> <td style="text-align: center;">28.0/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減給</td> <td style="text-align: center;">23.0/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">停職</td> <td style="text-align: center;">18.5/100</td> </tr> </tbody> </table>	処分の区分	再任用以外の職員	再任用職員	文書訓告の処分	62.0/100	32.5/100	懲戒処分	戒告	28.0/100	減給	23.0/100	停職	18.5/100	<p>第2 規則第8条の2第1項関係 規則第8条の2第1項に規定する任命権者が定める職員は次の各号に掲げる職員とする。ただし、評定期間において懲戒処分を受けた職員（他の職員と著しく均衡を欠くと認められる者を除く。）を除く。 (1) 以下 略</p> <p>第4 適用成績率等 1 規則第14条に規定する職員の成績率については、教職員昇給要領に基づく昇給判定区分及び勤務成績を判定するに足ると認められる事実等を考慮して、次の各号のとおり決定するものとする。 (1) 及び(2) 略 (3) 評定期間において懲戒処分を受けた職員（他の職員と著しく均衡を欠くと認められる者を除く。）の成績率は、評定期間に受けた懲戒処分の区分により、別紙の第3に定めるとおりとする。 (4) 以下 略</p> <p>別紙 第3 評定期間において懲戒処分を受けた職員の成績率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">処分の区分</th> <th style="width: 20%;">再任用以外の職員</th> <th style="width: 20%;">再任用職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">戒告</td> <td style="text-align: center;">50.0/100</td> <td style="text-align: center;">28.0/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減給</td> <td style="text-align: center;">41.5/100</td> <td style="text-align: center;">23.0/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">停職</td> <td style="text-align: center;">32.5/100</td> <td style="text-align: center;">18.5/100</td> </tr> </tbody> </table>	処分の区分	再任用以外の職員	再任用職員	戒告	50.0/100	28.0/100	減給	41.5/100	23.0/100	停職	32.5/100	18.5/100
処分の区分	再任用以外の職員	再任用職員																								
文書訓告の処分	62.0/100	32.5/100																								
懲戒処分	戒告	28.0/100																								
	減給	23.0/100																								
	停職	18.5/100																								
処分の区分	再任用以外の職員	再任用職員																								
戒告	50.0/100	28.0/100																								
減給	41.5/100	23.0/100																								
停職	32.5/100	18.5/100																								

備考 基準日の属する年の前年度に勤勉手当判定が行われた職員のうち、評定期間において懲戒処分を受けたものの成績率は、上記の成績率を適用することにより、第1に規定される成績率を適用した場合の成績率を超える場合については、第1に規定される成績率を適用した成績率を適用する。

備考 基準日の属する年の前年度に勤勉手当判定が行われた職員のうち、評定期間において懲戒処分を受けたものの成績率は、上記の成績率を適用することにより、第1に規定される成績率を適用した場合の成績率を超える場合については、第1に規定される成績率を適用した成績率を適用する。

附 則

この要領は、平成24年3月 日から施行し、平成24年12月1日以降の勤勉手当から適用する。

23教職第1242-2号
平成24年3月30日

各教育事務所(支所)長
名古屋給与事務所長 殿
各県立学校長

愛知県教育委員会教育長

「学校職員の勤勉手当の成績率の適用等に関する取扱要領の運用について」の一部改正について(通知)

「学校職員の勤勉手当の成績率の適用等に関する取扱要領の運用について(23教職第1011-2号教育長通知)」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しますので、本日以降は、これによって取り扱うこととします。

担当 教職員課給与グループ
電話 052-954-6771(ダイヤル)

「学校職員の勤勉手当の成績率の適用等に関する取扱要領の運用について」の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>1</u> <u>文書訓告の処分（取扱要領第2及び第4関係）について</u> <u>第2、第4第1項第3号及び別紙第3中「文書訓告の処分」とは、内部処分（個別の非違行為の情状を酌量して、懲戒処分までには至らない場合に、指導監督上の矯正措置として行うもの）のうち、口頭訓告（教育委員会から口頭により戒める処分）及び嚴重注意（所属長から口頭により戒める処分）ではなく、教育委員会名の文書により戒める処分のことをいい、他の任命権者における同程度の処分を含む。ただし、勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微なものであるものとして愛知県教育委員会教育長が別に定めるものを除く。</u></p> <p><u>2</u> 勤務成績評定実施日（取扱要領第4関係）について 略</p> <p><u>3</u> 派遣復帰職員等（取扱要領第4関係）について 略</p> <p><u>4</u> その他 略</p>	<p><u>1</u> 勤務成績評定実施日（取扱要領第4関係）について 略</p> <p><u>2</u> 派遣復帰職員等（取扱要領第4関係）について 略</p> <p><u>3</u> その他 略</p>